

# シックハウス対策検査 ～パラジクロロベンゼンについて～

室内空气中に放散した化学物質で居住者等の体調不良を引き起こす「シックハウス症候群」に関する問題が多く報告されています。このシックハウス症候群の発生を予防するには、室内空气中の化学物質を低減化していく必要があります。厚生労働省は13化学物質について室内濃度指針値(以下、「指針値」といいます。)を示しており、本市でも「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」(以下、「ガイドライン」といいます。)を策定し、室内空气中の有害化学物質濃度の低減化に取り組んでいます。ガイドラインでは、公共建築物の施設管理者は厚生労働省が指針値を定めた物質を含む日用品(化学製品)を原則として使用しないよう配慮をすることとしています。

使用を控えることで、室内濃度の低減化が図られる代表的な物質として「パラジクロロベンゼン」があります。パラジクロロベンゼンは厚生労働省が指針値を定めている物質の一つで、衣類の防虫剤やトイレの防臭剤といった用途で使われます。一方で、眼、皮膚、気道の刺激や吸入による灼熱感・咳・嗜眠・頭痛・吐き気・息切れ・嘔吐などの毒性も知られています<sup>1)</sup>。

当所は平成24年度に国立保健医療科学院が実施した全国調査<sup>2)</sup>に協力し、横浜市内の公共建築物18施設と横浜市及びその周辺地域の個人住宅77戸において室内空気環境の実態調査を行いました。その結果、市内の公共建築物ではパラジクロロベンゼンの室内濃度は夏季・冬季とも低い値を示していました(図参照)。ガイドラインによる取組みもパラジクロロベンゼン室内濃度の低減化の一翼を担っているものと思われます。一方、個人住宅では、約9割の住宅が指針値( $240 \mu\text{g}/\text{m}^3$ )の半分以下という低い数値であった中で、一部の住宅において指針値を大きく超過した室内濃度を示していました(最大値  $2,200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、図参照)。製品表示にパラジクロロベンゼン含有と記載されている防虫・防臭剤からは同成分の放散が顕著に認められたという調査結果<sup>3)</sup>もあり、パラジクロロベンゼン含有製剤使用の有無で室内濃度に顕著な差が生じるものと推測されます。

室内で使用する防虫・防臭剤を購入する際には、製品表示などを確認し、パラジクロロベンゼン製剤を避けることがシックハウス対策の一つになると思われます。

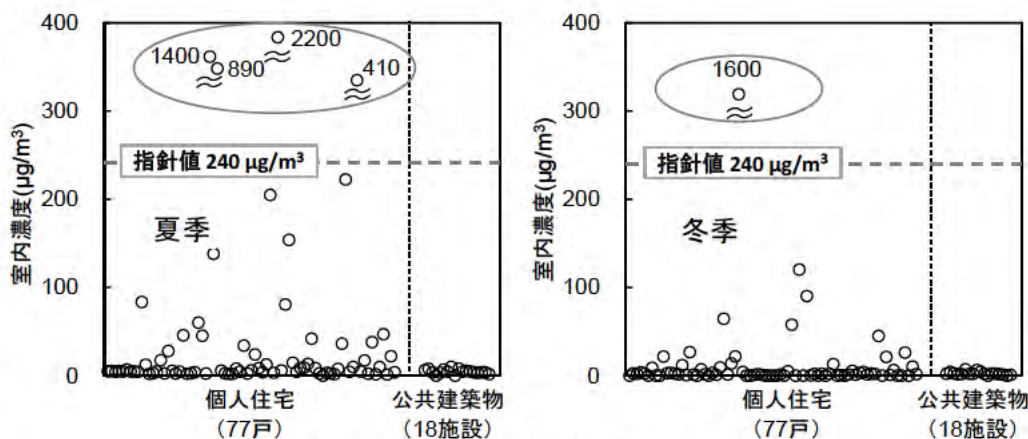


図 パラジクロロベンゼン室内濃度

- 1) 風土社「建築に使われる化学物質事典」、東賢一 他
- 2) 厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)「シックハウス症候群の発生予防・症状軽減のための室内環境の実態調査と改善対策に関する研究」、研究代表者:国立保健医療科学院 樺田尚樹
- 3) 横浜市衛生研究所「日用品等から放散する化学物質に関する調査 ～芳香・消臭剤、害虫防除用薬剤～」